

下水道事業受益者負担金について

(平成 31 年 4 月 1 日現在)

1 受益者負担金の制度

公共下水道が整備されますと、汚水が衛生的に排除処理され、生活環境が改善されます。受益者負担金は、都市計画法第 75 条の規定に基づき、公共下水道が整備されることによって利益を受ける区域の方々に、所有する土地の面積に応じて建設費の一部を負担していただく制度です。

固定資産税のように毎年賦課されるのではなく、一つの土地に一度だけ賦課されます。

2 受益者（負担金を納めていただく方）

受益者は、年度当初に公告する賦課対象区域（前年度までに工事完了）内に土地を所有する方となります（該当年度 4 月 1 日時点の登記による）。ただし、土地所有者と借地人等との協議により届け出た場合は、その方を受益者とみなします。

受益者には、年度当初の公告の後に申告書を送付いたします。申告書に必要事項を記入後、返送していただき、賦課決定いたします。

3 負担金の額

土地の面積に単位負担金額を乗じた額となります（10 円未満切捨て）。

$$\text{単位負担金額} = 1 \text{ 平方メートル当り } \underline{220 \text{ 円}}$$

(例) 100 平方メートル（約 30 坪）の土地を所有している方の負担金額は、
 100 m^2 （受益地面積） \times 220 円（単位負担金額） $=$ 22,000 円となります。

なお、土地の面積は法務局に登録されている面積を基本とします。実際の面積がこれと異なっている場合、正しい面積がわかる書類を添えて、ご相談ください。

4 負担金の納付方法と納期

納付方法には、一括納付と分割納付とがあります。（裏面の表のとおり）

※※※一括納付には特典(報奨金)があります※※※

負担金を一括納付の期限内に納付していただくと前納報奨金(10.6%)が交付されます。

(例) 受益者負担金の額が 22,000 円 の場合、前納報奨金 2,330 円 が交付されますので、納付額は差引 19,670 円 になります。

※ 注意・・・受益者負担金の額が 2,000 円未満の場合は、初年度一括納付(報奨金なし)となります。

(裏面もご覧ください)

負担金額	納付方法	納付方法(詳細)	納期
2,000円未満	一括納付	初年度の6月中に一括納付(前納報奨金なし) 初年度に送付する一括納付用納入通知書で納付してください。	初年度6月1日～同月末日
2,000円以上 10,000円未満の場合	一括納付	初年度の6月中に一括納付(前納報奨金10.6%)	第1期:7月1日～同月末日 第2期:9月1日～同月末日 第3期:11月1日～同月末日 第4期:1月1日～同月末日
	分割納付	初年度第1期～第4期の全4回に分割納付 初年度一括納付用納入通知書による納付がなかった場合、各納期ごとに納入通知書を送付します。	
10,000円以上の場合	一括納付	初年度の6月中に一括納付(前納報奨金10.6%)	
	分割納付	5年間(各年度第1期～第4期の年4回)全20回に分割納付 初年度一括納付用納入通知書による納付がなかった場合、各納期ごとに納入通知書を送付します。	

※ 分割納付の場合は、口座振替を四国銀行、高知銀行、高知信用金庫、高知市農協で取り扱っています。

5 負担金の支払場所

最寄りの銀行、信用金庫、農協、コンビニエンスストアなどでお支払いください。詳しくは、お手元に届く納入通知書をご覧ください。

6 減免制度について

集会所や自治会などが所有又は使用する土地、生活保護法により生活扶助を受けている方の所有又は使用に係る土地など、受益者負担金を減免できる場合があります。詳しくは、上下水道局お客さまサービス課までご相談ください。

7 徴収猶予について

耕作中の農地など、申請することにより受益者負担金の徴収を猶予できる場合があります。詳しくは、上下水道局お客さまサービス課までご相談ください。

<お問い合わせ先>

上下水道局 お客さまサービス課

普及促進係 電話 088-821-9232